

Zaimon（e-Tax データ受付サービス）ご利用規定

第1条 本規定の適用

本規定は、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます）が「しずぎんビジネスポータル」（以下「ビジネスポータル」といいます）を通じて提供する「Zaimon（e-Tax データ受付サービス）」（以下「本サービス」といいます）に適用します。

第2条 サービス内容

- (1) 本サービスは、国税庁が提供する「国税電子申告・納税システム」（以下「e-Tax」といいます）に、電子申告済の契約者の税務申告データおよび電子納税証明書などの電子的な情報（以下「e-Tax データ」といいます）を、利用者の指示により、インターネットを介して当行に提出するサービスです。
- (2) 利用開始にあたっては、利用者が本規定を承諾したうえで e-Tax 利用者識別番号の登録等、初期登録を実施するものとします。その後、利用者が e-Tax 利用者識別番号および e-Tax 暗証番号を入力の上、所定の送信操作を行うことで、e-Tax データを当行に送信することができます。

第3条 利用申込

ビジネスポータルから本サービスに遷移し、本規定の各条項の内容を承諾したうえで、e-Tax 利用者識別番号および暗証番号を入力等することで利用申込が完了します。

第4条 利用手数料

本サービスの利用にあたって、手数料は発生しません。

第5条 サービス利用可能日・利用可能時間等

- (1) 本サービスの利用可能日、利用可能時間はいずれも当行所定の日および時間帯とします。
- (2) 回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、e-Tax がサービス停止した場合、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。

第6条 サービスの利用の承諾

当行は、本サービスの提供にあたり、株式会社 NTT データ（以下「NTT データ」といいます）が当行に提供する Zaimon[®]e-Tax データ受付サービスを利用します。本サービスの利用にあたり、契約者は次の各事項を承諾するものとします。

- ① 本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を NTT データに委託すること

- ② e-Tax 利用者識別番号、および当行が契約者を識別するための番号等の情報が NTT データに提供されること
- ③ 本サービスの画面に入力される情報、本サービスにより当行に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと
- ④ 本サービスを介して e-Tax へのログインが行われること
- ⑤ NTT データが Zaimon[®] e-Tax データ受付サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること。また、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者に契約者の情報が提供されること
- ⑥ 本サービスの入口となる基本サービスに登録済のデータで、本サービス経由で送信する e-Tax データと契約者を関連付けるための情報（ログイン ID、契約者の住所、電話番号、代表口座情報等）を NTT データに提供すること

第 7 条 本人確認

本サービスの利用時に、利用者が e-Tax 利用者識別番号および e-Tax 暗証番号を入力の場合、所定の送信操作を行った場合、当行は契約者の正当な権限者により有効に当該申込がなされたものとみなします。

第 8 条 暗証番号の取扱

当行および NTT データが、利用者に本サービスにログインするための e-Tax 暗証番号を尋ねることはありません。また、本サービスをご利用の際に e-Tax 暗証番号を入力いただきますが、本サービスのシステムに e-Tax 暗証番号が保存等されることはありません。

第 9 条 税理士の代理送信

- (1) 契約者は、契約者と顧問契約を締結している税理士(以下「顧問税理士」といいます)に代理送信を依頼することができます。契約者の税務申告を e-Tax に申告した顧問税理士は、当該 e-Tax データに限り、契約者に代わって当行に送信できます。
- (2) 前項の代理送信は、利用者による本サービスの利用申込が完了していることが前提となります。顧問税理士は、NTT データが提供する税理士専用のホームページにアクセスし、初期登録を完了すれば代理送信することができます。
- (3) 契約者は、顧問税理士に代理送信を委任したか否かにかかわらず、当該顧問税理士が本サービスを利用して契約者の e-Tax データを当行に代理送信しうることについて、あらかじめ承諾します。
- (4) 当行は代理送信で受領した e-Tax データについて、契約者が代理送信を委任したか否かにかかわらず、契約者の委任に基づき代理送信されたものとして取り扱います。

第 10 条 解約等

- (1) 契約者は、本サービスをいつでも解約することができるものとします。

- (2) 契約者が「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」を解約する場合には、契約者は事前に本サービスを必ず解約するものとします。なお、本サービスを解約せずに「しずぎん WEB-PC バンキングサービス」を解約した場合、契約者は本サービスを利用することができない一方で、顧問税理士は本サービスを引き続き利用できます。そのことにより契約者に損害が生じた場合でも、当行および NTT データは一切の責任を負いません。

第 11 条 免責

次のいずれかの事情が生じ、本サービスが利用できなかったこと等により、契約者または第三者が損害を被った場合であっても、当行または NTT データに故意または重過失がある場合を除き、当行および NTT データは一切の責任を負いません。

- ① 本サービスの利用申込後、e-Tax 利用者識別番号および e-Tax 暗証番号について偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があり、そのために生じた損害
- ② 通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害など、当行または NTT データの責によらない事由により本サービスが利用できない場合
- ③ 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行または NTT データの責によらない事由により、e-Tax 利用者識別番号、e-Tax 暗証番号、e-Tax データ、その他の情報等が漏洩した場合
- ④ 当行が本サービス外で通知・照会・確認の電子的な送信、または書類等で通知・照会・確認を発送したが、延着または未着であった場合
- ⑤ 当行が本サービス外で契約者に通知・照会・確認等を実施する際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により、第三者が本サービスにかかる契約者の情報等を知りえた場合
- ⑥ 動作保証する環境および設定以外で本サービスを操作した結果、情報漏洩等の損害が生じた場合
- ⑦ e-Tax の利用について、契約者と、国税庁または税理士等との間に紛争等が生じた場合
- ⑧ 顧問税理士による本サービスまたは e-Tax データ受付サービス（税理士向けサービス）の利用（いずれも不正利用を含みます）により、情報漏洩等の損害が生じた場合

第 12 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、しずぎんビジネスポータルご利用規定、しずぎん WEB-PC バンキングサービスご利用規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第 13 条 本サービスの変更、停止および廃止

当行は、相当の事由がある場合には、本サービスを変更、停止または廃止することがあります。この場合、契約者は当行になんら請求を行うことができず、かつ本サービスの変更、停止または廃止により契約者に損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

第 14 条 本規定等の変更

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の規定は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上